

第3章 在宅福祉サービス

在宅の障害児が受けられるサービスや日常生活を安心して過ごすための支援や制度を紹介します。

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称「障害者総合支援法」）に基づき提供されるサービスで、在宅の障害児が利用できるものには居宅介護、行動援護、同行援護及び短期入所があります。利用の際はお住まいの市町で申請を行い、支給決定を受けた後に、事業所と契約を結ぶことで利用開始となります。利用にあたっては、世帯の所得に応じた利用者負担額が設定されます。

【相談窓口】各市町 障害福祉担当課(p79～98 参照)

①居宅介護

障害がある方の日常生活をサポートするために、県が指定した事業所からホームヘルパーが派遣されます。利用者の自宅を訪問して、食事、掃除、洗濯、買い物など身のまわりのお世話や介助などを行います。

②行動援護

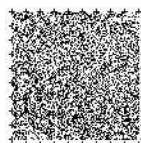
行動に著しい困難を有する方が行動する際の危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動支援などを行います。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などを行います。

④短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害児入所施設や障害者支援施設などに短期間の入所をさせ、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。



2 地域生活支援事業

障害のある方が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町及び県が、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施します。利用の際は、お住まいの市町に申請を行い、支給決定を受ける必要があります。

【相談窓口】各市町 障害福祉担当課(p79～98 参照)

(地域生活支援事業の一例)

① 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記などコミュニケーション支援を行う者の派遣などを行います。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行います。

※買い物や講演会など社会参加のための外出が対象です。

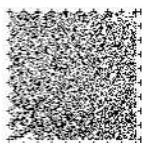
③ 日中一時支援事業

障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者（児）の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的としています。

3 日常生活の支援（必要な用具への給付）

●補装具費（購入・修理）の支給

身体障害者手帳をお持ちの方や、対象の難病等で一定の障害の状態にある方に対し、日常生活や社会生活をより容易にするための補装具の購入・修理にかかる費用の支給を行っています。原則として1割の利用者負担ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。補装具の購入または修理を依頼される前に、市町に申請してください。



◇補装具の対象障害及び品目

障害の内容	品目
視覚障害	眼鏡、義眼、盲人安全つえ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、歩行器等
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※品目等については、各市町で異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

【相談窓口】各市町 障害福祉担当課(p79～98 参照)

●日常生活用具の給付・貸与

①重度障害児（者）への日常生活用具給付・貸与

障害児（者）の方や難病患者の方に対し、日常生活をより便利にしていくため、各種日常生活用具の給付や貸与を行います。世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

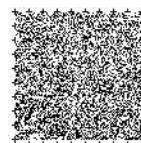
用具	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意志疎通支援用具	点字器、人口喉頭等
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※品目等については、各市町で異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

【相談窓口】各市町 障害福祉担当課(p79～98 参照)

②小児慢性特定疾病児の日常生活用具給付・貸与

小児慢性特定疾病医療費助成事業の医療受給者証をお持ちの児童の保護者に、各種用具の給付を行います。各市町で申請を行い、用具の給付決定を受ける必要があります。扶養義務者の収入の状況に応じて費用の一部が自己負担となります。



◇給付品目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

【相談窓口】

各市町 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業担当課（p79～98 参照）

●命の72時間事業

在宅で、生命維持のために人工呼吸器を使用している方、気管切開により生命維持のための医療機器を日常的に使用している方を対象に、災害時などの備えとして非常用電源を購入する場合に、用具購入費の一部を給付します。給付上限額は20万円です。購入費が上限額以下の場合は全額給付となります。用具を購入される前に、各保健福祉事務所へ申請してください。

◇対象用具

人工呼吸器等用自家発電機、蓄電池、外部バッテリー 等

【相談窓口】各保健福祉事務所(p77 参照)

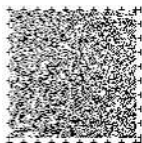
4 日常生活の支援（外出の支援に関すること）

●ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマーク・カードです。

【対象者】義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

※障害者手帳や診断書などの提示は不要です。



【交付窓口】佐賀県障害福祉課 TEL 0952-25-7143 FAX 0952-25-7302

各保健福祉事務所（p77 参照）、各市町障害福祉担当課（p79～98 参照）

佐賀県難病相談支援センター TEL 0952-97-9632 FAX 0952-97-9634

JR 九州県内7駅（JR 佐賀駅、JR 武雄温泉駅、JR 嬉野温泉駅、JR 新鳥栖駅、JR 鳥栖駅、JR 唐津駅、JR 肥前鹿島駅）でヘルプマークのみ配布しています。

※ヘルプマーク受け取りの際は、任意のアンケートに御協力ください。

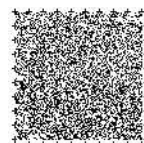


●パーキングパーミット制度

身体障害者、高齢者、難病患者、知的障害者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方に対し、パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）を発行し、利用できる方を明らかにすることで、本当に必要な人のために駐車場を確保する制度です。以下の相談窓口に申請してください。（佐賀県ホームページ上の電子申請及び郵送も可）

【相談窓口】佐賀県社会福祉課地域福祉担当 TEL 0952-25-7053

各保健福祉事務所（p77 参照）、各市町担当課（以下にて検索）



●みんなのトイレ

設備や広さなど、誰もが利用しやすいように配慮されたトイレを、誰もが安心して使えるように開放する制度です。制度に協力していただいている企業や施設には県内共通のステッカーが掲示されています。

【相談窓口】佐賀県社会福祉課地域福祉担当 TEL 0952-25-7053

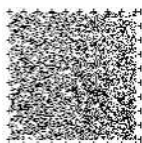


●子育てし大県“さが”タクシー

「子育てし大県”さが”タクシー」は、保育所や学校、塾などに子どもを送り迎えできない保護者に代わっての送迎、荷物が多くなりがちな乳幼児を連れた外出時のサポートなどで、ご利用いただける子育て世代にやさしいタクシーのことです。

子育てタクシーのドライバーは、妊婦・子ども等へのおもてなしの研修を受講しており、県がドライバー認定証を発行しています。

コース名	利用シーンの例	対象
こども利用コース	放課後児童クラブのお迎えに行かなきゃ。 でも、仕事でお迎えに行けない・・・	未就学児から高校生 まで
妊婦利用コース	もうすぐ出産予定日。でも、家族がいない時に 陣痛がきたらどうしよう・・・	妊娠されている方
親子利用コース	こどもと一緒に買い物。 でも、子連れで重いものを持つのは・・・	子連れの親子



○申請方法

事前の利用登録が必要です。最寄りのタクシー事業者へご連絡ください。事前に登録していただくことで、スムーズな配車につながります。

(こども利用コース)

お子様一人の送迎にあたり、事前に送迎先を登録していただくことで、スムーズにご利用いただけます。保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブなどに対し、事前にタクシーが送迎することをお伝えください。

(妊婦利用コース)

出産予定日、通院先の産婦人科医院、緊急時の連絡先などを事前登録していただくことで、陣痛時の妊婦さんへの負担が少なく、スムーズな送迎ができます。退院や健診などにも安心してご利用いただけます。

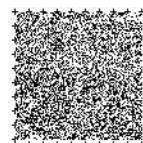
※運行事業者は次ページ参照

【相談窓口】佐賀県交通政策課

TEL 0952-25-7525 Mail koutsuuseisaku@pref.saga.lg.jp

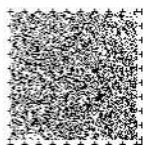
子育てし大県 “さが” タクシー

検索



【運行事業者一覧】 ※運行時間の詳細は各タクシー事業者へお尋ねください

運行区域	タクシー会社名	所在地	運行時間 ※	連絡先
佐賀市	佐賀タクシー	佐賀市	24時間	0952-24-8080
	中央タクシー	佐賀市	24時間	0952-24-2222
	ジョイックスタクシー	神埼市	8:00~24:00 (受付: ~23:30)	0952-44-2342
唐津市	昭和タクシー	唐津市	9:30~20:30	0955-74-4004
鳥栖市	スマイルタクシー	鳥栖市	6:00~26:00	0942-83-4101
	鳥栖タクシー	鳥栖市	6:00~26:00	【配車】 0942-83-2272 【登録】 0942-81-7334 (基山タクシー)
多久市	昭和タクシー	多久市	9:30~20:30	0952-75-2166
伊万里市	西肥亀の井タクシー	伊万里市	24時間	0120-311-353
武雄市	武雄タクシー	武雄市	9:00~24:00	0954-23-1111
鹿島市	再耕庵タクシー	鹿島市	9:00~24:00	0954-62-2171
小城市	小城タクシー	小城市	7:00~26:00 (受付: ~25:30)	0952-73-2241
嬉野市 嬉野町	佐賀タクシー	嬉野市	9:00~17:00	0954-43-1224
嬉野市 塩田町	再耕庵タクシー	鹿島市	9:00~24:00	0954-62-2171
神埼市・吉野ヶ里町	ジョイックスタクシー	神埼市	8:00~24:00 (受付: ~23:30)	0952-44-2342
	吉野ヶ里観光タクシー	吉野ヶ里町	6:00~26:00	0952-51-1333
三養基郡	スマイルタクシー	鳥栖市	6:00~26:00	0942-83-4101
	吉野ヶ里観光タクシー	みやき町	6:00~26:00	0952-51-1333
基山町	基山タクシー	基山町	6:00~26:00	【配車】 0942-81-7333 【登録】 0942-81-7334
有田町	西肥亀の井タクシー	有田町	6:00~25:00	0120-788-489
	有田タクシー	有田町	7:00~26:00	0955-42-3131
杵島郡	錦タクシー	白石町	6:30~22:00頃	0954-65-3158



● 「さがすたいる」とは？

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広める取組を行っています。

さがすたいるウェブサイトでは、色々な「やさしさのカタチ」を備えたお店の紹介や、誰もが安心して参加し楽しめるイベント情報などを掲載していますので、是非ご覧ください。

さがすたいるウェブサイトで検索できる内容例

- 身障者等駐車場
- 車イス対応トイレ
- キッズスペース
- 個室
- お困りごとをサポート



【相談窓口】佐賀県県民協働課 さがすたいる担当 TEL 0952-25-7068

